

令和 7 年 6 月

第 3 回（定例会）

香芝市議会議案

香 芝 市

目 次

報 第 8 号	令和 6 年度香芝市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について----- 1 頁
報 第 9 号	令和 6 年度香芝市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について----- 4 頁
報第 1 0 号	香芝市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について----- 6 頁
議第 4 0 号	令和 7 年度香芝市一般会計補正予算（第 3 号）について----- 1 2 頁
議第 4 1 号	令和 7 年度香芝市一般会計補正予算（第 4 号）について----- 1 3 頁
議第 4 2 号	令和 7 年度香芝市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について----- 1 4 頁
議第 4 3 号	デジタル防災行政無線同報系システム施設整備工事請負契約の締結について----- 1 5 頁
議第 4 4 号	関屋小学校北館改修工事請負契約の締結について----- 1 6 頁
議第 4 5 号	財産の取得について----- 1 7 頁
議第 4 6 号	財産の取得について----- 1 8 頁
議第 4 7 号	財産の取得について----- 1 9 頁
議第 4 8 号	財産の取得について----- 2 0 頁
議第 4 9 号	財産の取得について----- 2 1 頁
議第 5 0 号	財産の取得について----- 2 2 頁

議第 5 1 号	香芝市道路線の廃止について----- ----- 2 3 頁
議第 5 2 号	香芝市道路線の認定について----- ----- 2 4 頁

報第8号

令和6年度香芝市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

令和6年度香芝市一般会計予算の繰越明許費は、次のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

令和7年6月2日報告

香芝市長 三 橋 和 史

令和6年度香芝市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位:円)

款	項	目	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
						既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
							国県支出金	地方債	その他	
3 民生費	2 児童福祉費	2 児童措置費	就学前教育・保育施設整備補助金事業	139,480,000	139,480,000	－	92,986,000	10,800,000	－	35,694,000
		3 児童福祉施設費	保育所施設整備事業	30,000,000	－	－	－	－	－	
		12 物価高騰対応重点支援給付金費	物価高騰対応重点支援給付金事業（こども加算分）	8,700,000	2,000,000	－	2,000,000	－	－	－
	3 生活保護費	1 生活保護総務費	物価高騰対応重点支援給付金事業	84,490,000	31,027,000	－	31,027,000	－	－	－
4 衛生費	1 保健衛生費	2 予防費	妊婦のための支援給付費補助金事業	825,000	825,000	－	825,000	－	－	－
5 農林商工費	1 農業費	5 農地費	ため池防災対策調査計画事業（国の補正予算（第1号）分）	20,600,000	20,600,000	－	20,600,000	－	－	－
6 土木費	1 土木管理費	1 土木総務費	急傾斜地崩壊対策事業	683,000	683,000	－	－	300,000	341,000	42,000
	2 道路橋梁費	2 道路維持費	橋梁点検及び長寿命化修繕事業（国の補正予算（第1号）分）	19,320,000	19,320,000	－	9,526,000	7,700,000	－	2,094,000
			道路維持管理補修事業	10,000,000	10,000,000	－	－	－	－	10,000,000
		3 道路新設改良費	道路新設改良事業	39,080,000	39,080,000	－	18,441,000	16,500,000	－	4,139,000
	4 都市計画費	2 都市計画対策費	都市空間情報デジタル基盤構築事業	30,000,000	30,000,000	－	15,000,000	－	－	15,000,000

(単位:円)

款	項	目	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
						既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
							国県支出金	地方債	その他	
		6 街路事業費	街路整備事業 (国の補正予算(第1号)分)	265,800,000	265,800,000	—	135,932,000	114,300,000	—	15,568,000
		8 スポーツ 公園費	香芝市スポーツ公園整備事業	968,500,000	968,500,000	—	468,900,000	435,900,000	—	63,700,000
7 消防費	1 消防費	3 災害対策費	避難所生活環境改善事業 (国の補正予算(第1号)分)	80,000,000	76,000,000	—	38,000,000	9,900,000	—	28,100,000
8 教育費	2 小学校費	1 学校管理費	関屋小学校中規模改修事業	5,100,000	5,100,000	—	—	4,500,000	—	600,000
			小学校トイレ整備事業 (国の補正予算(第1号)分)	354,000,000	354,000,000	—	77,297,000	276,600,000	—	103,000
	3 中学校費	1 学校管理費	中学校屋内運動場空調整備事業 (国の補正予算(第1号)分)	212,000,000	—	—	—	—	—	—
			中学校トイレ整備事業 (国の補正予算(第1号)分)	126,000,000	126,000,000	—	23,566,000	102,400,000	—	34,000
	4 幼稚園費	1 幼稚園管理費	幼稚園トイレ整備事業 (国の補正予算(第1号)分)	97,000,000	97,000,000	—	17,820,000	79,100,000	—	80,000
合 計				2,491,578,000	2,185,415,000	—	951,920,000	1,058,000,000	341,000	175,154,000

報第9号

令和6年度香芝市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

令和6年度香芝市下水道事業会計予算は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第1項の規定により、次のとおり翌年度に繰り越したので、同条第3項の規定により報告する。

令和7年6月2日報告

香芝市長 三 橋 和 史

令和6年度香芝市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越 額に係る繰 越を要する たな卸資産 の購入限度 額	説明
						国庫補助金	企業債	負担金	損益勘定 留保資金			
1. 資本的 支出	1. 建設改良費	未普及対 策下水道 事業	円 111,000,000	円 0	円 111,000,000	円 16,000,000	円 95,000,000	円 0	円 0	円 0	円 0	機械設備の 搬入に不測 の日数を要 したため。

報第 10 号

香芝市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、香芝市税条例の一部を改正する条例について、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 6 月 2 日報告

香芝市長 三 橋 和 史

専 決 処 分 書

香芝市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和７年５月２０日

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市税条例の一部を改正する条例

香芝市税条例（昭和３２年条例第２号）の一部を次のように改正する。

第１８条中「公示送達は、」の次に「公示事項（同条第２項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和２９年総理府令第２３号。以下「施行規則」という。）第１条の８第１項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第１８条の３中「地方税法施行規則（昭和２９年総理府令第２３号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第３４条の２中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第３６条の２第１項ただし書中「若しくは法第３１４条の２第４項」を「、法第３１４条の２第４項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第１項第１２号に規定する特定親族をいう。第３６条の３の２第１項第３号及び第３６条の３の３第１項において同じ。）（前年の合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第３６条の３の２第１項第３号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第３６条の３の３第１項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第３号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

附則第１４条の２の次に次の１条を加える。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第１４条の２の２ 令和８年４月１日以後に第９２条の２第１項の売渡し又は同条第２項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第９２条第１号ホに掲げる加熱式たばこをいい、第９３条の２の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第９４条第１項の製造たばこの本数は、同条第３項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第９２条第１号イに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

- (1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法
- (2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法
- 2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。
- 3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
- 4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。
- (1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの
- (2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第 14 条の 2 の次に 1 条を加える改正規定及び附則第 4 条の規定
令和 8 年 4 月 1 日

(2) 第 18 条及び第 18 条の 3 の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の
一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 号）附則第 1 条第 12 号に掲げる
規定の施行の日

（公示送達に関する経過措置）

第 2 条 改正後の香芝市税条例（以下「新条例」という。）第 18 条の規定は、
前条第 2 号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同
日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第 3 条 新条例第 34 条の 2 及び第 36 条の 2 第 1 項ただし書の規定は、令和
8 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和 7 年度分までの個
人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和 8 年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第 36 条の
2 第 1 項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（
特定親族（同条第 1 項第 12 号に規定する特定親族をいう。第 36 条の 3 の
2 第 1 項第 3 号及び第 36 条の 3 の 3 第 1 項において同じ。）（前年の合計
所得金額が 85 万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあ
るのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第 36 条の 3 の 2 第 1 項の規定は、この条例の施行の日（以下「施
行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第 36 条の 2 第 1 項ただし
書に規定する給与について提出する新条例第 36 条の 3 の 2 第 1 項及び第 3
項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべきこの条
例による改正前の香芝市税条例（以下「旧条例」という。）第 36 条の 2 第
1 項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第 36 条の 3 の 2 第 1
項及び第 3 項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新条例第 36 条の 3 の 3 第 1 項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき
所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 203 条の 6 第 1 項に規定する公的
年金等（同法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。以下この項
において「公的年金等」という。）について提出する新条例第 36 条の 3 の
3 第 1 項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき
公的年金等について提出した旧条例第 36 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申
告書については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第 4 条 次項に定めるものを除き、附則第 1 条第 1 号に掲げる規定の施行の日

前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第14条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、香芝市税条例第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第14条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 香芝市税条例第94条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第14条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例附則第14条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

議第40号

令和7年度香芝市一般会計補正予算（第3号）について

令和7年度香芝市一般会計補正予算（第3号）について、別紙のとおり議決を求める。

令和7年6月2日提出

香芝市長 三 橋 和 史

議第 4 1 号

令和 7 年度香芝市一般会計補正予算（第 4 号）について

令和 7 年度香芝市一般会計補正予算（第 4 号）について、別紙のとおり議決を求める。

令和 7 年 6 月 2 日提出

香芝市長 三 橋 和 史

議第42号

令和7年度香芝市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
について

令和7年度香芝市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、別紙のとおり議決を求める。

令和7年6月2日提出

香芝市長 三 橋 和 史

議第 4 3 号

デジタル防災行政無線同報系システム施設整備工事 請負契約の締結について

デジタル防災行政無線同報系システム施設整備工事について、次のとおり契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年条例第 9 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 2 日提出

香芝市長 三 橋 和 史

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | デジタル防災行政無線同報系システム施設整備工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札による契約 |
| 3 契約金額 | 金 3 7 7, 5 7 7, 2 0 0 円 |
| 4 契約の相手方 | 大阪府中央区備後町二丁目 6 番 8 号
O K I クロステック株式会社 関西支社
関西支社長 森山 隆勝 |

議第 4 4 号

関屋小学校北館改修工事請負契約の締結について

関屋小学校北館改修工事について、次のとおり契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年条例第 9 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 2 日提出

香芝市長 三 橋 和 史

- | | |
|-------------|--|
| 1 契 約 の 目 的 | 関屋小学校北館改修工事 |
| 2 契 約 の 方 法 | 一般競争入札による契約 |
| 3 契 約 金 額 | 金 2 8 6 , 6 3 8 , 8 8 0 円 |
| 4 契約の相手方 | 香芝市旭ヶ丘一丁目 3 1 番地の 1
株式会社上村組
代表取締役 上村 智津子 |

財産の取得について

次の財産を取得しようとするため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第9号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年6月2日提出

香芝市長 三 橋 和 史

- | | |
|----------|--|
| 1 財産の名称 | 折り畳み簡易ベッド |
| 2 財産の数量 | 2, 100台 |
| 3 取得の目的 | 災害時における避難所での生活環境の改善を図るべく購入するものである。 |
| 4 取得の方法 | 一般競争入札 |
| 5 取得価格 | 金8, 962, 800円 |
| 6 契約の相手方 | 橿原市北八木町一丁目6番16号
大和中央製薬株式会社
代表取締役 和田 英徳 |

議第46号

財産の取得について

次の財産を取得しようとするため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第9号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年6月2日提出

香芝市長 三 橋 和 史

1 財産の名称	職員用情報端末等
2 財産の数量	720台
3 取得の目的	職員用情報端末を更新するものである。
4 取得の方法	一般競争入札
5 取得価格	金152,994,138円
6 契約の相手方	大阪市北区堂島二丁目1番31号 トーテックアメニティ株式会社 大阪事業所 所長 西戸 勇美

財産の取得について

香芝市スポーツ公園整備事業用地として次の土地を取得しようとするため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第9号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年6月2日提出

香芝市長 三 橋 和 史

- | | |
|----------|--|
| 1 土地の所在地 | 香芝市平野542番、543番1、543番2、
543番3及び543番4 |
| 2 土地の種別 | 雑種地及び山林 |
| 3 土地の数量 | 5,364.52平方メートル |
| 4 買収の目的 | 香芝市スポーツ公園整備事業用地 |
| 5 買収の方法 | 随意契約 |
| 6 買収価格 | 金45,824,588円 |
| 7 買収の相手方 | <div></div> <div></div> |

議第48号

財産の取得について

香芝市スポーツ公園整備事業用地として次の土地を取得しようとするため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第9号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年6月2日提出

香芝市長 三 橋 和 史

1	土地の所在地	香芝市平野590番2、590番3及び590番4
2	土地の種別	山林
3	土地の数量	9,091.66平方メートル
4	買収の目的	香芝市スポーツ公園整備事業用地
5	買収の方法	随意契約
6	買収価格	金36,366,640円
7	買収の相手方	ほか1名

財産の取得について

次の財産を取得しようとするため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第9号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年6月2日提出

香芝市長 三 橋 和 史

- | | |
|----------|--|
| 1 財産の名称 | 教育用情報端末等 |
| 2 財産の数量 | 7,002台 |
| 3 取得の目的 | 情報端末等を市立の小学校の児童及び中学校の生徒に貸与するものである。 |
| 4 取得の方法 | 随意契約 |
| 5 取得価格 | 金547,626,420円 |
| 6 契約の相手方 | 奈良市高天町10番地の1 T.T.ビル4階
キシステム株式会社 奈良本社
事業統括取締役 井門 英也 |

財産の取得について

次の財産を取得しようとするため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第9号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年6月2日提出

香芝市長 三 橋 和 史

- | | |
|----------|--|
| 1 財産の名称 | 校務用情報端末等及び校内ネットワークシステム用機器 |
| 2 財産の数量 | 情報端末等 484台
校内ネットワークシステム用機器 一式 |
| 3 取得の目的 | 情報端末等を市立の小学校及び中学校の教職員に貸与し、校内ネットワークシステム用機器を更新するものである。 |
| 4 取得の方法 | 条件付一般競争入札 |
| 5 取得価格 | 金213,906,000円 |
| 6 契約の相手方 | 奈良市下三条町1番地1
西日本電信電話株式会社 奈良支店
支店長 浅井 達之 |

議第 5 1 号

香芝市道路線の廃止について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 1 項の規定により、別紙のとおり香芝市道路線を廃止する。

令和 7 年 6 月 2 日提出

香芝市長 三 橋 和 史

議第 5 2 号

香芝市道路線の認定について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 1 項の規定により、別紙のとおり香芝市道路線を認定する。

令和 7 年 6 月 2 日提出

香芝市長 三 橋 和 史